

## 三重県民の森及び三重県上野森林公園における飲料水自動販売機の設置に関する入札

この度、三重県民の森（三重県三重郡菰野町 7181-3）及び三重県上野森林公園（三重県伊賀市下友生 1）における指定管理者の契約更新に伴い、自動販売機の設置における一般競争入札を実施させていただく事となりました。

2021年3月18日

NPO 法人 ECCOM

理事長 森 豊

### 記

#### 1.自動販売機の設置場所及び台数について

- ・三重県民の森 自然学習展示館 1 台
- ・三重県上野森林公園 メイン駐車場 1 台
- ・三重県上野森林公園 サブコテージ 1 台

#### 2.業者選定について

- ・参加資格：飲料水自動販売機を取り扱っている事業者
- ・販売品目：水、お茶、スポーツドリンク等を中心とした各種飲料（酒類は含まない）
- ・販売希望価格：メーカー希望小売価格

#### 3.自販機設置基準について

(1) 商品ラインアップについては予め選定決定業者（※以下貴社とする）と弊社にて協議の上、決定する。

(2) 自動販売機の機種、寸法、設置位置、設置方法、付属品の設置方法、美観、宣伝広告等については協議の上、決定する。

(3) 自動販売機の維持、管理は貴社の責任において実施し、自動販売機の設置については耐震補強を行なう等、安全性につき万全を期すこと。また自動販売機本体の上部埃溜まりやゴミ箱本体の汚損等が生じないように、常に衛生的で快適な環境を保つこと。

(4) 貴社は建物管理上その他の事由により電源が供給できない場合があることを予め了承するものとし事前または事後において弊社より停電の通知があったときは電源の復旧、商品管理につき速やかに対応すること。

(5) 貴社は貴社責任において自動販売機の設置、移動、撤去、自動販売機への商品補充、

衛生管理、空き缶回収、保守修理及び売上金の回収を実施すること。

(6) 貴社は販売する商品の品質、保存状態、安全性に万全を期すこと。また、売り切れ状態が続く事の無い様商品の補充を行なうこと。

(7) 自動販売機の設置又は商品の販売により、各施設、その他第三者に損害を与えた場合は全て貴社が責任を持って賠償するものとし、弊社に一切の迷惑をかけること。

(8) 自動販売機の機種は、エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和 54 年法律第 49 号）に基づき経済産業大臣が定める「自動販売機の性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準等」により、省エネ対策を施したエネルギー消費効率のよい自動販売機とする。また、「フロン排出抑制法」に基づいて適正に処理できるものとする。

(9) 業務の履行にあたって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下暴力団等という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとします。

- ・断固として不当介入を拒否すること。
- ・警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。
- ・委託者に報告すること。
- ・業務の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じる恐れがある場合は、委託者と協議を行うこと。

#### 4.設置時期及び契約期間について

設置予定日 : 2021 年 4 月 1 日

契約期間 : 設置日から 2022 年 3 月 31 日まで

※ 使用の必要性や使用者の使用状況等を勘案して、支障がないと弊社が判断した場合は、設置の現状を変更しないことを前提として、2026 年 3 月 31 日を限度に 1 年ごとに更新を行うことができるものとする。

#### 5.入札参加資格要件

(1) 自動販売機の設置業務において、自ら管理運営または管理委託する期間が過去 1 年間以上の実績を有していること

(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団等またはその他反社会的団体及びその構成員でない者

(3) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体及びその団体に属しない者

#### 6.費用負担

(1) 自動販売機の設置に要する工事費等の費用、電気代は設置業者の負担とする。

(2) 電気代を算出するため、電気メーターを設置する。

(3) 電気代は 21 円/kWh (税抜)とし、設置した電気メーターから使用電気量を算出し、契約期間終了後 30 日以内に弊社へ振り込むこととする。

(4) 自動販売機、その他の機器の設置、撤去及び維持に係わる費用は貴社負担とする。

(5) 振込時の手数料は貴社負担とすること。

(6) 三重県民の森及び三重県上野森林公園において、それぞれ年間 1 回以上の協賛イベントを双方無理のない範囲で協議の上、実施すること。

## 7.質問について

(1) 質問がある場合は、下記アドレスまでメールにて送信願います

(2) 質問の内容、有無による考課は行いません

(3) 質問受付期間 2021 年 3 月 22 日迄

受付先 NPO 法人 ECCOM

メール info@eccom.jp

※回答はウェブ上にて致します

## 8.提出物・提出期限について

(1) 見積書 (様式 1)

・販売手数料率 (%)

・設置料 (税抜)

上記 2 点を様式 1 に記入印刷の上、提出期限までに本紙をご郵送願います。

提出期限：2021 年 3 月 26 日 17 時必着

提出先：〒510-1251

三重県三重郡菰野町千草 3927-1

NPO 法人 ECCOM 入札係宛

## 9.落札者の決定

販売手数料率により決定します。販売手数料率が同じ場合は、設置料により決定します。

## 10.その他

(1) 提案書作成・郵送にかかる費用は貴社にて負担願います

(2) 弊社から知り得た情報は、第三者に開示・漏洩しないこと、また見積もり提出以外の目的には使用しないこと

以上

(様式1)

三重県民の森及び三重県上野森林公園における  
飲料水自動販売機の設置に関する見積書

提出者の情報及び作成日をご記入ください

名称	
代表者	印
住所	
担当者	
担当者連絡先	
作成日	2021年3月 日

それぞれ記入してください

販売手数料率	%
設置料	円